

入札制度の改正について（平成 19 年 9 月以降に実施する入札から適用する）

番号	改正事項	
	項目	概要
1	最低制限価格設定	<p>茨城県の制度に準じて設定する。</p> <p>① 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100 分の 105 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合に予定価格を乗じて得た金額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費の額（建築工事にあつては、10 分の 9 を乗じて得た額） ・ 共通仮設費の額 ・ 現場管理費（建築工事にあつては現場経費）相当額に 5 分の 1 を乗じて得た額 <p>② 85%から 67%の範囲とする。 （85%を超えるときは 85%、67%未満のときは 67%とする。）</p> <p>③ 事後公表とする。（入札日又は入札日の前日に設定する。）</p> <p>※ 最低制限価格の設定に伴い、最低制限価格を下回る金額の入札は、失格となります。</p> <p>※ 最低制限価格の設定に伴い、「低入札価格調査制度」は廃止となります。</p>

番号	改正事項	
	項目	概要
2	建設工事共同企業体	<p>予定価格が1億円以上の工事又は高度な技術、特殊な技能を要する工事については、特定建設工事共同企業体の結成を条件とする。</p> <p>① 構成員は3社以内とする。(2社又は3社)</p> <p>② 構成員が2社の場合(代表構成員、構成員1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表構成員は、県内に営業所在地を有する。 ・ 代表構成員の経営審査の評点は900点以上。(過去5年以内の同種、同規模以上の工事实績を有する。) ・ 代表構成員の出資割合は50%超。 ・ 構成員1は、市内業者で経営審査の評点は700点以上900点未満。(平成17年1月1日以前から営業所在地を有する。) ・ 構成員1の出資比率は30%以上。 <p>③ 構成員が3社の場合(代表構成員、構成員1、構成員2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表構成員は、県内に営業所在地を有する。 ・ 代表構成員の経営審査の評点は900点以上。(過去5年以内の同種、同規模以上の工事实績を有する。) ・ 代表構成員の出資割合は50%超。 ・ 構成員1は、市内業者で経営審査の評点が700点以上900点未満。(平成17年1月1日以前から営業所在地を有する。) ・ 構成員2は、市内業者で経営審査の評点が600点以上900点未満。(平成17年1月1日以前から営業所在地を有する。) ・ 構成員1、2の出資割合は、それぞれ15%以上。 <p>④ 応募者数は5社以上で成立する。(5社に満たないときは共同企業体による入札を中止し、単体による入札とする。)</p>
3	一般競争入札の拡大	<p>建設コンサルタント業務(測量、地質調査、補償コンサルタント業務を含む。)に一般競争入札を導入する。</p> <p>① 県内に本店又は支店等の営業所在地を有する。</p> <p>② 同種、同規模以上の業務実績を有する。</p> <p>③ 業務に必要な資格を有している。</p>